

立川市消防団定員条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 19 条第 2 項の規定による。

立川市消防団定員条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

立川市消防団定員条例の一部を改正する条例（平成31年立川市条例第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(定員)</p> <p>第2条 消防団員の定員は、<u>400人</u>とし、次の各号に掲げる消防団員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 消防団の事務の範囲が限定される消防団員 <u>200人</u></p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>令和元年10月1日</u>から施行する。</p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 消防団員の定員は、<u>250人</u>とし、次の各号に掲げる消防団員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 消防団の事務の範囲が限定される消防団員 <u>50人</u></p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>平成31年10月1日</u>から施行する。</p>

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。